

告 示

埼玉県選管告示第三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和五年一月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	
口	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフ&シニアハウスリボンシティ川口	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフ&シニアハウス川越南七彩の街	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフシエール川越南七彩の街	株式会社長谷工シニアウエルデザイン センチュリーシティ大宮公園	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフシエール大宮公園	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフ&シニアハウス所沢	株式会社長谷工シニアウエルデザイン ライフシエール所沢	施設の開設主体及び名称
	埼玉県川口市並木元町一番六十五号		埼玉県ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目十六番十五号		埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目千二百七十五番地		埼玉県所沢市御幸町五番八号	所在地